

## 東京医療保健大学東が丘・立川看護学部自己点検・評価委員会規程

(設置)

第1条 学則第4条に基づき、東が丘・立川看護学部の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の実施方法。
- (2) 自己点検・評価の分析。
- (3) 自己点検・評価結果に基づく改善に関すること。
- (4) 自己点検・評価結果の公表に関すること。
- (5) 第三者評価に関すること。
- (6) その他。

(委員長等)

第3条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

(議事)

第4条 委員長は委員会を招集し議長となる。

(開催日)

第5条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は平成22年12月8日から施行する。

附則

1. 本規程は平成26年4月1日から施行する。
2. 東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。